

議案第 2 号関係

福島町まちづくり推進会議条例の制定について

1. 制定理由について

福島町まちづくり基本条例の制定に伴い、同条例第 3 2 条の規定に基づき条例を制定するものです。

2. 条例の概要について

条例は本則 1 0 条で構成されています。その概要は福島町まちづくり推進会議条例逐条解説版（別紙）のとおりです。

3. 施行期日について

平成 2 1 年 4 月 1 日から施行します。

福島町まちづくり推進会議条例（素案）逐条解説

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

福島町まちづくり基本条例第32条の規定に基づいて、町長の附属機関として設置する「福島町まちづくり推進会議」の組織及び運営に関して必要な事項を定めることが、この条例の趣旨です。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。
2 前項に規定するもののほか、まちづくりの推進に関し町長に意見を述べるものとする。

【説明】

推進会議で行う事項を規定しています。町長の諮問^{しもん}に応じて、福島町まちづくり基本条例第33条に基づき、当該条例の内容について調査審議し、答申するほか、まちづくりの推進に関して町長に意見を述べることを定めています。

（組織）

第3条 推進会議は、委員8人で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。
(1) 知識経験者その他の町民 6人
(2) 公募による町民 2人

【説明】

推進会議の組織について規定しています。委員は8人とし、うち知識経験者その他の町民の委員は6人、公募による委員を2人と定めています。

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【説明】

推進会議に会長と副会長を委員の互選により置くことを定めています。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【説明】

推進会議の委員の任期を2年とすることを定めています。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

【説明】

推進会議の会議招集等について定めています。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

【説明】

推進会議を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見等を聴くことや必要な資料の提出を求めることができることを定めています。

(諮問事項等の公表)

第8条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申し出をしたときは、その内容を公表するものとする。

【説明】

推進会議は諮問事項に対する答申やまちづくりに関する意見を述べたときは、その内容を公表しなければならないことを定めています。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

【説明】

推進会議の庶務は、総務課で行うことにしています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

【説明】

この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項が生じた時点で、会長が推進会議に諮って決めることを定めています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。